

港湾技研資料

TECHNICAL NOTE OF
THE PORT AND HARBOUR RESEARCH INSTITUTE
MINISTRY OF TRANSPORT, JAPAN

No. 134 Mar. 1972

御前崎港の遮蔽実験について
—不規則波による実験例—

服 部 典 節 吉 村 知 司

運輸省港湾技術研究所



御前崎港の遮蔽実験について

目 次

要 旨	3
1. まえがき	3
2. 御前崎港の風	5
3. 実験計画および模型	8
3.1 実験計画	8
3.2 模型縮尺および製作	8
4. SE 方向の規則波による実験	9
4.1 実験装置	9
4.2 実験方法	9
4.3 実験結果および考察	10
5. NE 方向の不規則波による実験	14
5.1 実験装置および計測器	14
5.2 実験方法	15
5.3 実験に用いた不規則波	15
5.4 実験結果および考察	16
6. 結 論	23
参 考 文 献	24

御前崎港の遮蔽実験について

一不規則波による実験例一

服 部 典 節 * 吉 村 知 司 **

要 旨

本資料は、静岡県御前崎港の将来計画について、S E 方向の波と N E 方向の波に対する港内静穏度とその対策について模型実験（縮尺 1/150）を行ない、検討・考察を加えたものである。その結果、航路泊地の静穏度を保つためには、主防波堤の先端部を 30° 屈曲し、中央部に突堤を設けることが港内波を減少せしめるうえに必要であることがわかった。この実験は、静岡県の委託により港湾技術研究所が実施したものである。

1. まえがき

(1) 御前崎港の概要

御前崎は、静岡県のはゞ中央部最南端にあり、駿河湾と遠洲灘を分割する御前崎台地として突出している岬である。港はその岬の西部水面を港湾区域とし、地方港湾に指定されている（図-1）。

従来は、避難港として整備されてきたが、近年静岡県の木材需要に対処すべく、第3次港湾整備5ヶ年計画により木材港として開発されることになった。¹⁾ 昭和46年度を初年度とする5ヶ年計画では、建設費総額約200億円を見込み、50年度における取扱貨物量は196万屯と予想される。本港湾の完成後には、-7.5m岸壁2バース、-10m岸壁3バース、防波堤1,500m等が築造され、貯木場550,000m²、工業用地1,450,000m²の造成が予定されている。

当港の開発は、本県西部地区経済圏の産業振興の役割りをもつものとして、大きく期待されている。

(2) 実験的目的

御前崎港は、上に述べたように、将来木材港としての計画と工業用地の造成の進展に伴ない、新設防波堤内に大きな航路と泊地をもつこととなる。全体計画は図-2のとおりであり、港内水面はN-S方向に細長い航路および泊地と、将来計画に含まれる-12m岸壁および護岸前面の泊地、ならびに内港の-7.5m岸壁よりなっている。

来襲波浪の方向は、主として S E 方向（うねり）と N E 方向（風波）である。S E 方向のうねりに対しては東防波堤 1,500m により、防波堤先端部からの廻浪による以外は、港内は殆んど完全に遮蔽されている。そこで S E 方向の波浪についての問題点は、沖波が波高 3m ~ 5m 程度のときに越波を生じて、航路および泊地が擾乱される恐れのあることである。そして、この越波は-10m 岸壁に反射して、航路は複雑な波高等高線を描くことになることが予想される。しかしながら S E 波に対しては、越波による擾乱を除けば原案の防波堤延長は理想的なものであり、何等の改善の必要性はないと考えられる。

次に考えられる N E 方向の風波に対しては、埋立地の遮蔽は西防波堤 1,200m によるだけで、東側の航路および泊地には直接波浪の侵入することが予想される。したがって航路を波浪から遮蔽するため、東防波堤 1,500m の先端部を屈曲させるか、あるいは副防波堤を出すかの必要性が生じてくる。しかしながら、この場合には、航路の幅員を 300m としなければならないために、西防波堤 1,200m の延長を短縮せざるを得なくなる。

このような全体計画原案の問題点、すなわち、SE波の越波による港内水面の変動現象、ならびに N E 方向の風波による港内の擾乱および防波堤計画変更（図-2）による対策とその効果について、模型実験による検討を行なうことになった。このため本実験が静岡県御前崎港管理

* 水工部 部附

** 水工部 波浪研究室

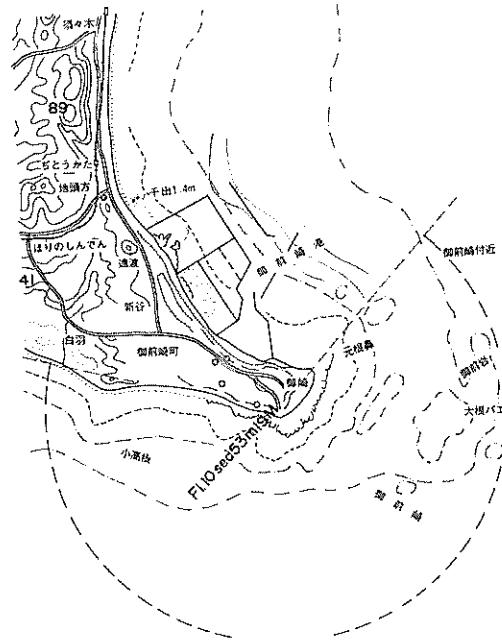


図-1

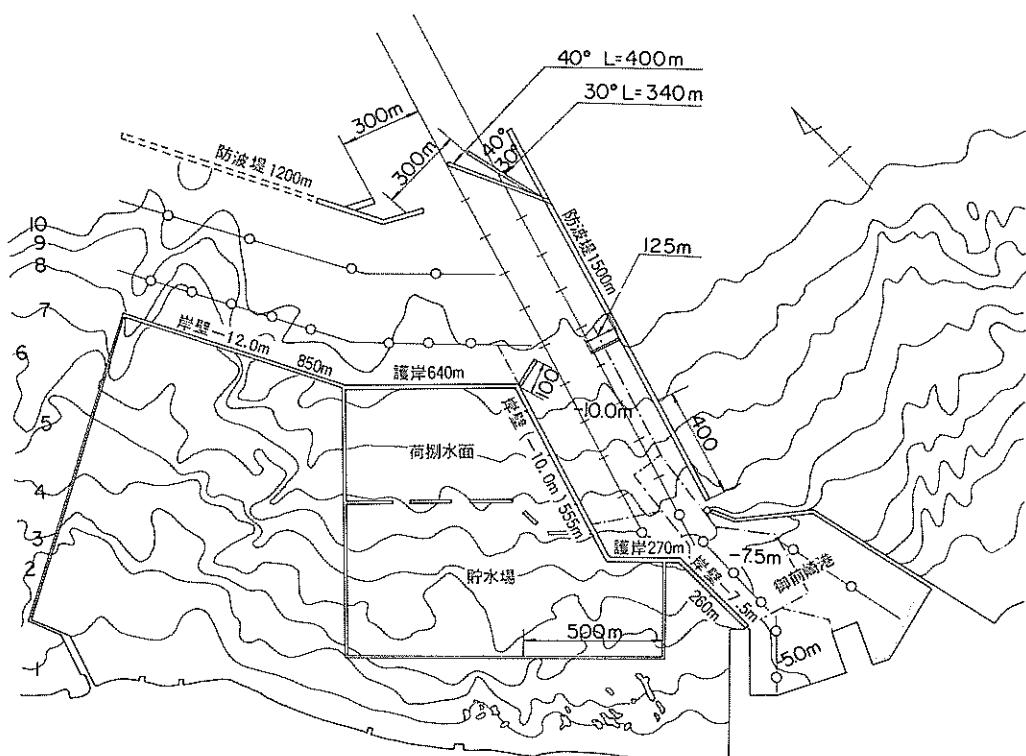


図-2

事務所より港湾技術研究所に委託された。以下はその報告である。

2. 御前崎港の風

表一1は、御前崎測候所で1日8回観測された風のうち10m/s以上の風の5ヶ年間の方向別回数である。この表によると、W方向の風が圧倒的に多い回数を占めている。次いでE方向、S方向、N方向の順になっている。この傾向と港湾の位置を考えると、W方向の風は陸風と

なり、港湾に影響の少ない風向である。他の三方向の風は、年間を通じても比較的少なく、御前崎港の位置と地形の良好であることを示している。

時期的に四季に分けて風向別に回数を示したのが表一2である。上と同様に年間を通じてW方向の風が多いが、夏季には比較的少ない。港湾に影響を与えるE方向の風は、秋に多く、同様にN方向の風は春先に多くなっている。

表一1 10 m/s 以上 風向別回数

風 向	1 9 6 1	1 9 6 2	1 9 6 3	1 9 6 4	1 9 6 5	計
S E～S S W	3 1	2 1	1 3	6	7	7 8
S W～W N W	3 5 7	3 0 5	3 2 1	2 5 6	4 6 8	1 7 0 7
N W～N N E	6	7	1 5	1 9	5	5 2
N E～E S E	2 7	1 6	2 0	1 8	4 7	1 2 8
計	4 2 1	3 4 9	3 6 9	2 9 9	5 2 7	1 9 6 5

表一2

季 節	S E～S S W	S W～W N W	N W～N N E	N E～E S E
1 2 月～ 2 月	7	9 4 0	1 5	1 9
3 月～ 5 月	2 9	4 3 3	2 1	3 6
6 月～ 8 月	2 3	1 1 5	3	2 1
9 月～1 1 月	1 9	2 1 8	1 3	5 0

S E方向の風は数は少ないが、おそらく台風時のような時の波浪に伴なったものと考えられ、重要である。したがって、本模型実験の波向もこれにとられている。図一3は、御前崎の南方を通過した台風23号(1971)の際に御前崎港において取得された波高記録であって、波はS E方向から来襲しており、かなりの高波が記録されている。またN E方向の風は、それによって起される

波浪が航路泊地へ直接侵入することになるため、これも重要である。模型実験においては、風波の特性をできるだけ再現するよう、不規則波による実験を行なうこととする。なお図一4、5は、1961年から1965年迄の風向図とその中の10m/sec以上の風の風向図を示したもので、上述の特性が良く表われている。

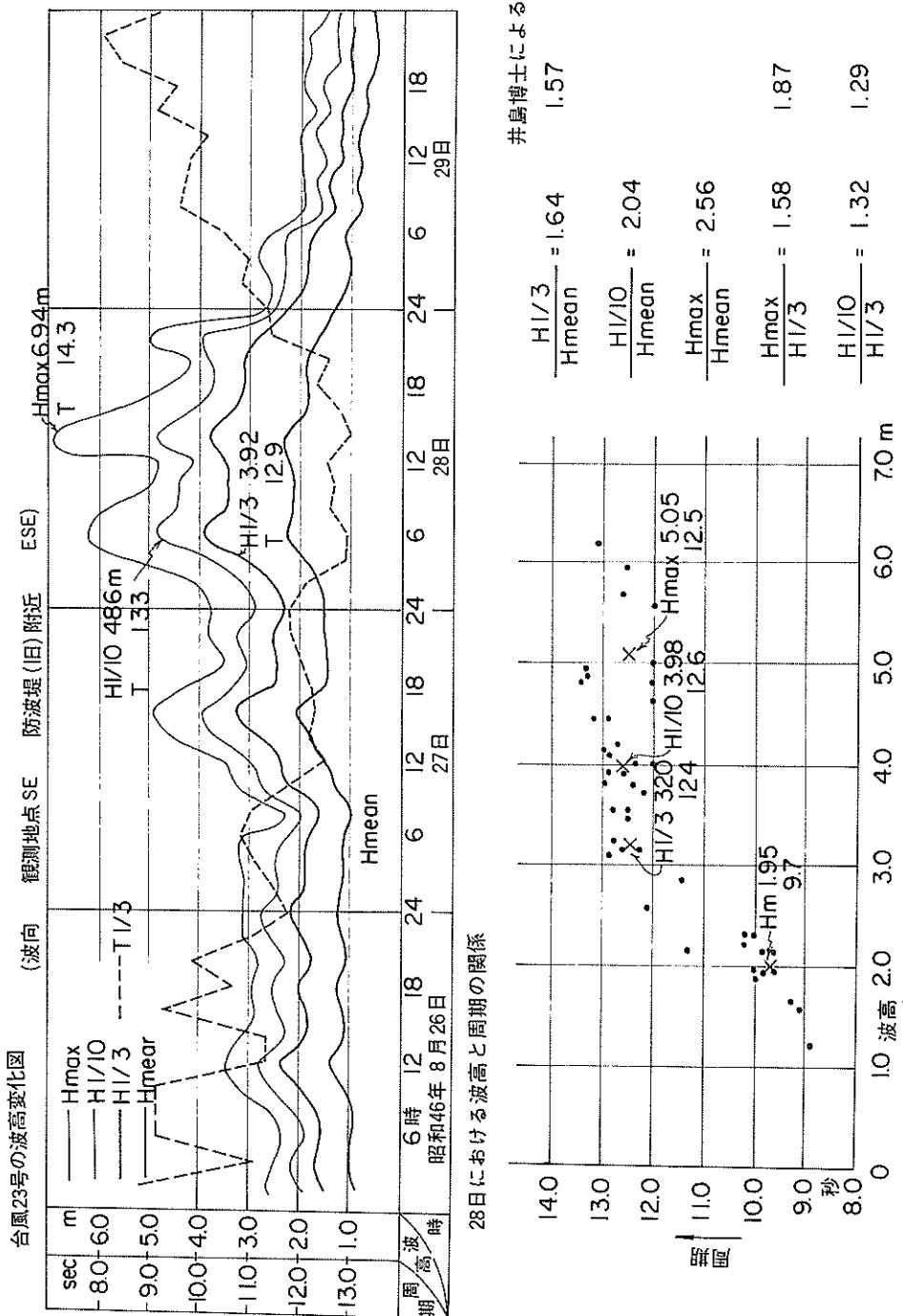


図-3

1961～1965年 10m/s以上風向図

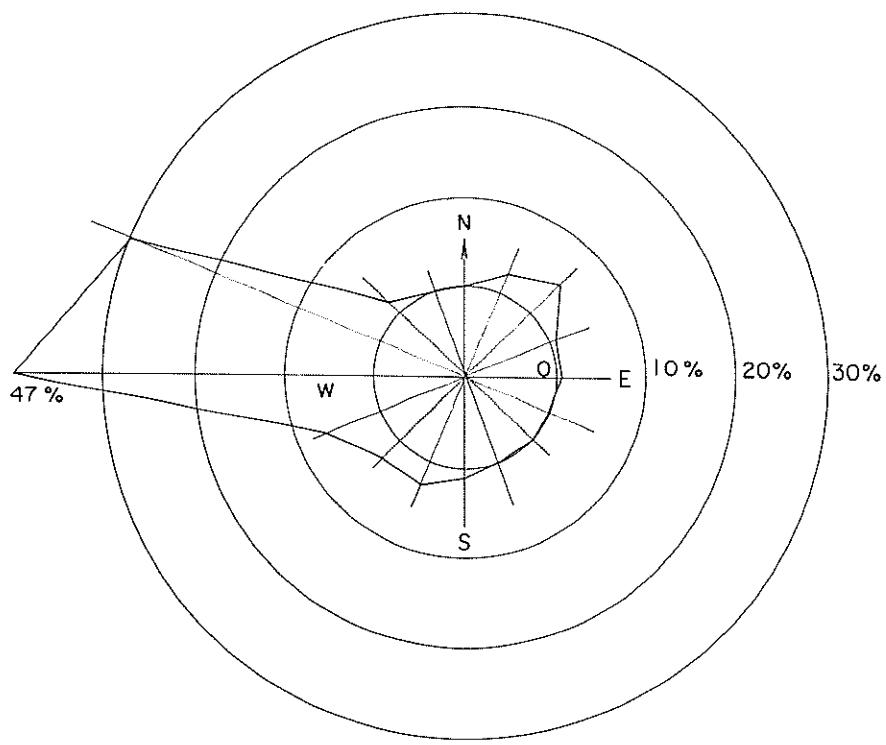


図-4

1961～1965年 風向図

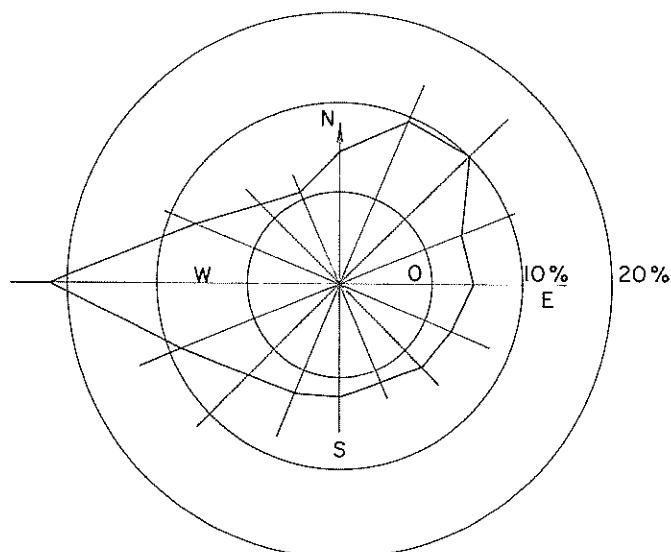


図-5

3. 実験計画および模型

3.1 実験計画

御前崎は、駿河湾の西南端に位置し、港は御前崎先端部の西側に、地形にだき込まれるように構築されている。港の重要施設である東防波堤は、主として S E 方向の波に対して静穏な港内を得るべく計画されている。そして、上に述べた関係位置からみて、S 奇りの波は海底の深浅によって全て S E 方向に屈折し来襲するものと考えられる。

御前崎港の風向風速図より、第二の主風向として N E 方向があり、波向としても S E 波に次いで考慮さるべきものである。

港湾の完成図から判断すると、N E 方向の波に対しては西防波堤によって一部の港湾区域は遮蔽されるが、N - S 方向の航路泊地に対する N 方向の風に対しては全く

無防備となると思われる。問題は、主風向として、S E, N E のどちらの波を主として考えるかである。また、両方向共、港内の波浪の大きさによつては、東防波堤の先端部の位置を屈曲させる必要性が生じてくる。そして、主防波堤をして航路泊地を守るべく先端部を屈曲すると、航路幅約 300 m を維持しなければならないため、西防波堤先端部は西方向に短縮せざるを得なくなり、(-12 m) 岸壁前面の静穏度に影響を及ぼすようになる。

したがって、実験波を定めるにあたっては、御前崎港に対する主波向を S E と N E のどちらにとるか、および N E の波向に対する港湾完成時の港の静穏度を維持するための東防波堤先端の屈曲その他の対策について考慮しなければならない。

以上から、委託者側の要望事項を考慮して実験に用いられる波と実験ケースを表一の通りにとることにした。

表一

波向	波 高	周 期	波の特性	防 波 堤 法 線 そ の 他
N E	3 m ~ 4 m	9 sec	不規則波	侵入波(防波堤原案)
S E	3 m	9 sec	規則波	越波の港内に与える影響(防波堤原案)
	5 m	11 sec	規則波	" (")
N E	3 m ~ 4 m	9 sec	不規則波	防波堤計画変更 先端部を 30° 屈曲した場合
	3 m ~ 4 m	9 sec	不規則波	防波堤中央部から突堤を出した場合
	3 m ~ 4 m	9 sec	不規則波	更に -10 m 岸壁北端から波除堤を出した場合
	3 m ~ 4 m	9 sec	不規則波	防波堤計画変更 先端部を 40° 屈曲した場合
	3 m ~ 4 m	9 sec	不規則波	現況にて東防波堤から突堤を出した場合
	3 m ~ 4 m	9 sec	不規則波	現 況

なお、S E 方向の規則波については、木材荷捌水面沖側の護岸 (-10 m) の消波の必要性につき、消波工の有無について実験を行なうこととする。したがって実験ケースは 11 ケースとなる。また、完成時の主防波堤と旧防波堤の間の開口部については、部分的に実験を行ない、その影響について考察することとする。

この他、旧防波堤の沖側に築造を予定されている埋立地に関しても、波浪による影響について調査することと

する。

3.2 模型縮尺および製作

(1) 模型縮尺

模型の縮尺は実験に使用した水槽 (20 m × 30 m × 1.0 m) の大きさに制約される。また、不規則波発生用造波機の設置位置との関係もあって、模型の縮尺は水平・垂直共 150 分の 1 にした。

フルードの相似律を用いると波高、水深等の長さの縮尺は $1/160$ 、波の周期等の時間の縮尺は $1/\sqrt{150} \approx 1/14$ になる。

(2) 模型製作

御前崎港の実験用模型は港湾技術研究所の中型平面水槽内に製作された。SE 方向からの規則波の実験に用い

る造波機はこの水槽に常設されており、この造波機の位置および水槽の諸元によって、模型が実験の御前崎港の形状に対して鏡像関係になるように製作した。

製作のための等深線は、防波堤の外側では 45 年度の深浅測量図により、また防波堤の内側では港湾が完成した時の浚渫後の深浅によって決められた。

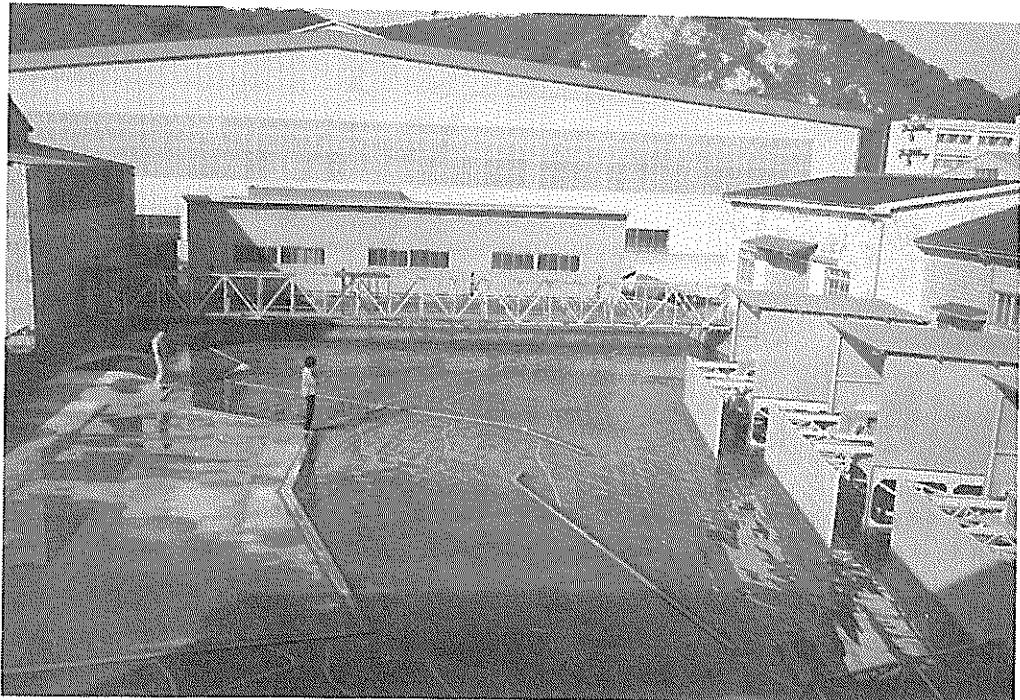


写真-1 模型および不規則波造波機全景

4. SE 方向の規則波による実験

4.1 実験装置

(1) 造波装置

SE 方向の規則波の実験には水槽に常備設置されている造波装置を用いた。この造波装置は、200V、20 馬力のモータを用いて 2 段減速を行ない、変形フラップ型の造波機を駆動するようになっている。

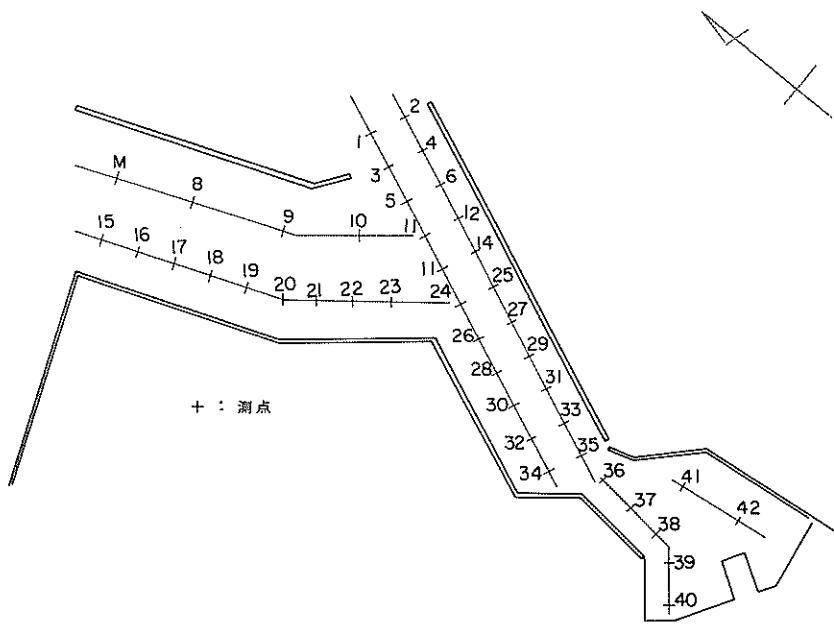
(2) 波高測定装置

波高測定のピックアップとしては ±15 cm まで測定できる容量型波高計を用いた。このピックアップからの出力信号は直流増幅器を通してペン書きオシロに記録される。

4.2 実験方法

(1) 測点

本実験のような遮蔽実験では測点を数多く取って、正確な等波高線図を描くことが重要となる。しかし、数多くの測点を設けると実験時間および解析に多くの時間を要する。そこで、測点数は図-6 のように 42 点とした。特に東防波堤の西側航路内は船の泊地としても利用されるため、擾乱波を正確に測定する必要がある。そこで、この領域では数多くの測点を設けた。測点間隔は 1 m 間隔とし、余り重要でない領域ではそれより間隔を拡げた。



図一6

(2) 実験方法

沖波波高が所要の波高になるように造波機の偏心を決定しておく。この偏心で造波機を駆動させる。2台の容量型波高計を所定の測点に設置して、波形記録を取る。測点で数10波程度測定した後、造波機を駆動させた状態で次の測点に波高計を移動させ、波形を記録する。この測点移動時に波高計の検定曲線が変化することはなかった。ただし、波高計移動時に生ずる擾乱波が消滅したことを確認してからペン書きオッショロに波形を記録した。

4.3 実験結果および考察

御前崎港は、S E波に対して、防波堤により殆んど完全に遮蔽されている（完成後の場合）。従って航路泊地の静穏度は確保されているといえよう。

問題は航路泊地の越波による擾乱である。防波堤の構造が混成堤であることによって、ある程度の越波は予想される。

以下各ケースについて述べる。

(1) ケース 1

{ 640 m の消波護岸あり

旧船入潤と新防波堤間の開口部あり（図一7）。

$$H = 3 \text{ m}$$

$$T = 9 \text{ sec}$$

S E方向の規則波に対して防波堤の方向はほど直角を

なしている。

越波による港内波の発生については、先に当所において実験的に検討されており、^{2), 3)}これによると $H = 3 \text{ m}$ の場合 7% 程度の越波による港内波高の発生が考えられる。

実験によると防波堤 1,500 m の全長に亘り、波は沿い波となり越波が観察される。港内に発生した波は、エネルギーの拡散がなく (-10 m) 岸壁に反射し増大しているように考えられる。防波堤内側において先端部は、波の回折の影響により 50% ~ 20% の値を示している。更に内部に入ると 15% 程度の等高線が防波堤沿いにあらわれており、港内反射の影響を示している。

問題の消波護岸の前面であるが、回折および越波により 20% 前後の値を示している。

(-12 m) 岸壁の前面においては、岸壁が直立壁であるため 25% 程度の等高線があらわれている。

旧船入潤においては、一部に 20% の等高線がみられるが、全般的に 15% ~ 10% と極めて低い。

開口部の影響は、この等高線からは殆どないと考えて良い。

(-10 m) 岸壁の前面偶角部に 30% 程度の波高の増大がみられるが、これは反射の影響によるものといえよう。

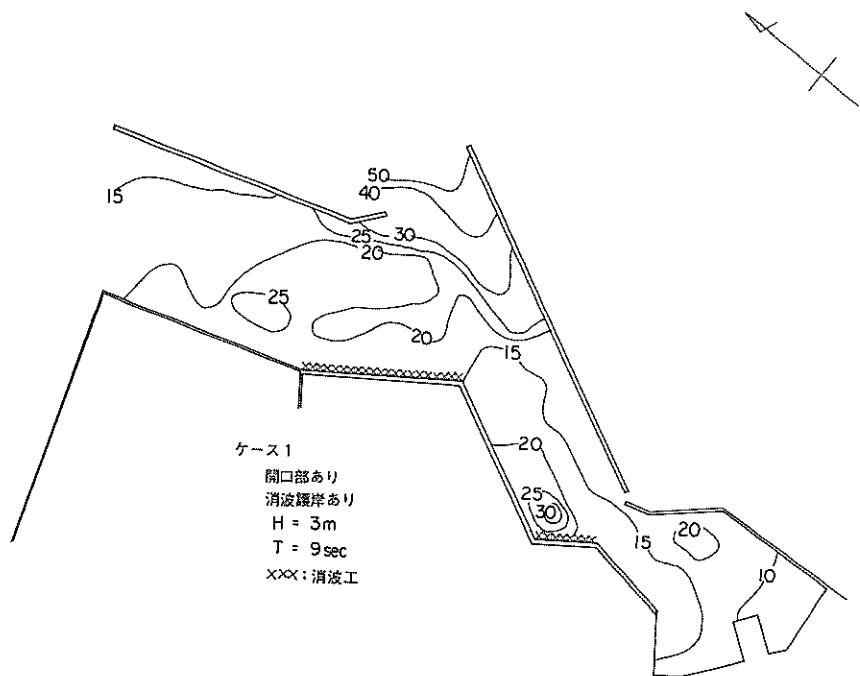


図-7

(2) ケース 2

{ 消波護岸なし

開口部閉塞(図-8)

$H = 3\text{ m}$

$T = 9\text{ sec}$

この実験の目的の一つに、外海に面した 640 m 護岸の消波工の必要性の有無があげられる。

このケースは、消波護岸のない場合であって、この護岸の前面は消波工のないため、 20% から 30% にいたる等高線を示し、ケース 1 の場合に比較してその値は大きい。

東防波堤 1500 m の内側は、前ケースに比べて複雑な等高線を示しており、先端部においては 40% 程度の波高の増大がみられる。これは回折波の影響によるものと越波によるものが重ね合ってこのようになったように見える。

防波堤の南側では、越波により前ケースと同じく 10% ～ 15% 程度の等高線を示す。

(-7.5 m) 岸壁の前面、および旧船入潤もケース1と同じく 15% ～ 5% の範囲の波高を示している。

(-10 m) 岸壁の南側においても港内反射により 30% 程度の波高の増大がある。

(3) ケース 3

{ 消波護岸あり

開口部あり(図-9)

$H = 5\text{ m}$

$T = 11\text{ sec}$

640 m 護岸の前面は、消波工の影響により後のケース4より比較的静穏な状態を保っている。文献3)による $H = 5\text{ m}$ の時 2% 程度の港内発生波をみるとことになるが、防波堤の先端部は、越波と回折波の影響により 30% ～ 40% の波高をしめしている。防波堤沿いの南側においては、越波の影響により 20% ～ 25% の波高の増大をみる。

旧船入潤および(-7.5 m) 岸壁の前面は 15% ～ 10% 程度の波高をしめます。

前ケース ($H = 3\text{ m}$, $T = 9\text{ sec}$) の時と同様 (-10.0 m) 岸壁の南側では、反射波の影響により 40% 程度の波高の増大をみる。

(4) ケース 4

{ 消波護岸なし

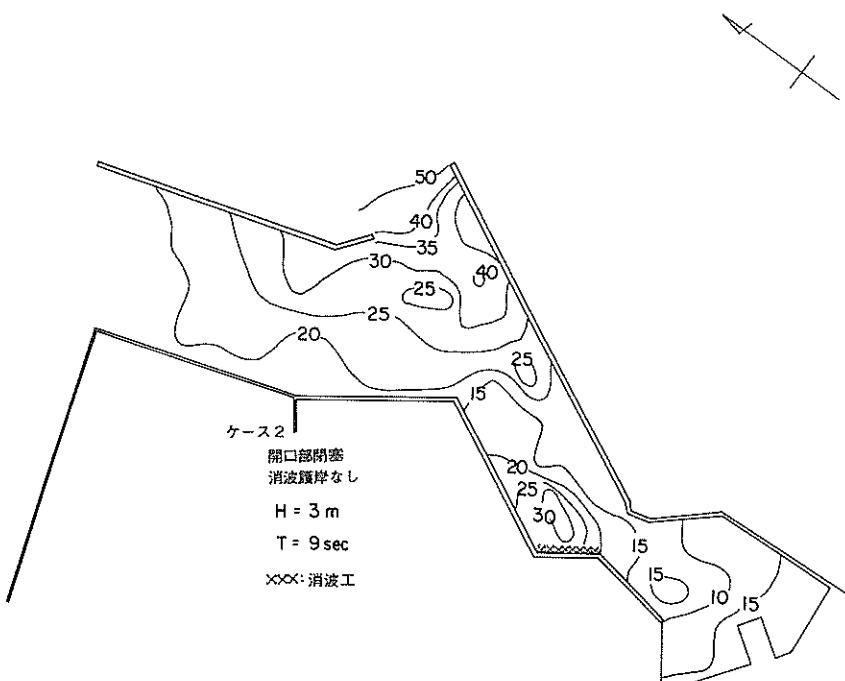
開口部閉塞(図-10)

$H = 5\text{ m}$

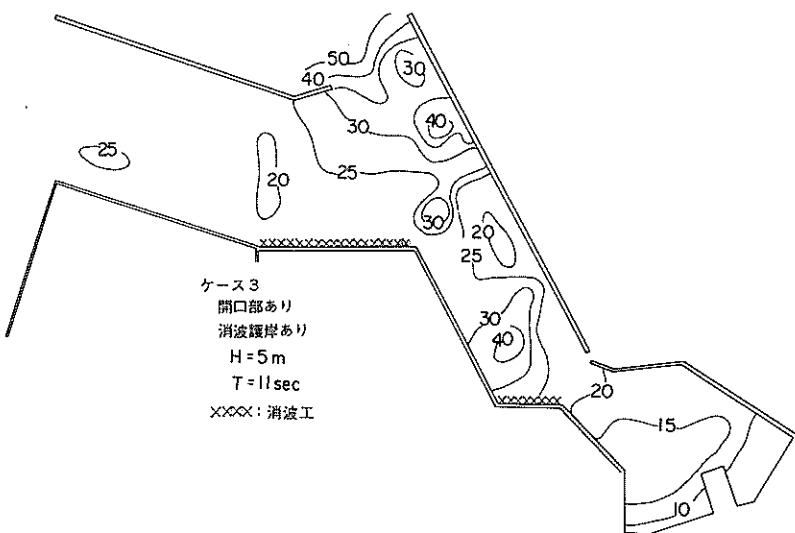
$T = 11\text{ sec}$

640 m 護岸の消波工のない場合、等高線は複雑な影響をとり、その前面においては、回折と反射波の影響により、 20% ～ 40% の値をしめす。

更に (-12 m) 岸壁の前面では、 30% 程度の値をし



図一8



図一9

め、消波工のあるなしに大きな影響をうけていることがわかる。

防波堤先端部内側においても、等高線は複雑であって、30%~40%の値をしめている。

防波堤の南側では、20%程度の波高をしめし越波の直立壁での反射を示している。

(-10m) 岸壁の前面で40%程度の波高の増加を見るが、これは岸壁が直立壁であるための反射をしめすものであろう。

(-7.5m) 岸壁の前面では、20%~15%と波高をましている。

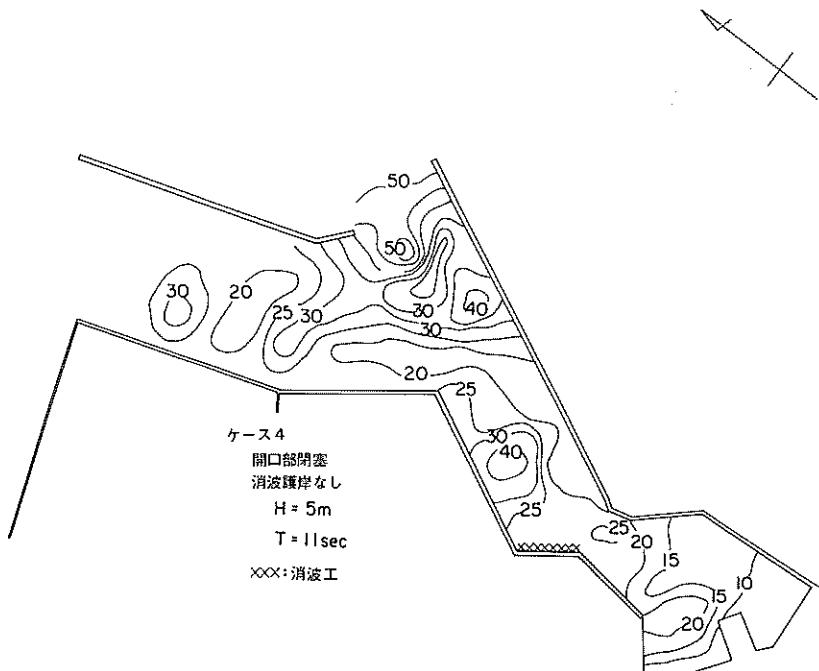


図-10

(5) まとめ

i) 実験によると越波の最小限界は3m~5mであると考えられる。

ii) 模型実験による港内波高等高線は、越波による港内発生波と防波堤を回折して入射する波浪および港内反射により比較的複雑な形状をしめている。そして防波堤背後の等高線は15%~20%の値をしめ、明らかに越波によって航路が擾乱されていることがわかる。

iii) (-10m) 岸壁の南前面および偶角部に30%~40%程度の波高の高まりが現われており、明らかに直立岸壁による港内反射の影響をうけていることがわかる。よって、港湾の施工順序にもよるが(-10m) 岸壁を施工する時は、上記事項を考慮する必要がある。

iv) 港内では、直立岸壁の前は反射の影響をうけているが(-12m) 岸壁前面においても図に示されるように20%~30%の波高等高線を示す。

v) 問題の消波護岸640mの前面であるが、消

波護岸のある時とない場合では、SE方向の波に対する波高の減衰率の差は、図に示されるように大きい。

vi) 次に旧船入潤においては、波高は非常に小さく10~15%の値をしめす。

vii) 防波堤外側に設けられる予定の埋立地に関しては、SE波の収斂作用により、大きく越波し、よほどの消波性の良い護岸を用いない限り、埋立地を設けることは不可能であると思われる。

viii) 次に新防波堤と旧防波堤の間の開口部のSE波に対する影響であるが、実験によると港内にそれ程の影響はない。しかしながら、かえって、このような切欠部分は波浪の作用により堤体延長上の弱点となる可能性があり、このため充分に補強することが必要である。

ix) 防波堤1,500mの内、水深の深い部分の堤体については、直立防波堤とすることが、強大な波圧に対しても有効であると考えられる。こゝでは防波堤の構造上の問題にふれないが、地盤が良好であるようなので

直立式とし、前面に投入される捨石を防波堤後方に投入して、防波堤の滑動防止に用いることが得策であると考えられる。また外防波堤 1,200 mについても同様である。

X) S E 方向の波について、防波堤 1,500 mの法線は原案にて適当であると考えられるが、N E 方向の波については、防波堤先端部分を屈曲させて侵入波を防ぐことが得策であると考えられる。したがって S E 方向の波について、防波堤の屈曲は良い側に作用することそれ、悪い側に作用することはない。たゞ、港口が港の左側に移ることにより、(-12.0 m) 岸壁の前面の波が多少高くなるものと考えられるが、貨物荷役に支障を与える

程度ではないであろう。

5. N E 方向の不規則波による実験

5.1. 実験装置および計測器

(1) 不規則波発生装置

当研究所の不規則波発生装置は図-11のブロックダイヤグラムのようになっている。

まず、2台の白色雑音発生装置によって白色雑音を発生させ、この白色雑音を、4~40 Hz間を1 oct 区切りとした10チャンネルのバンドパスフィルターに通して任意のスペクトルを持つ波を発生させる。10チャンネルのバンドパスフィルターの幅は表-3のようになっている。

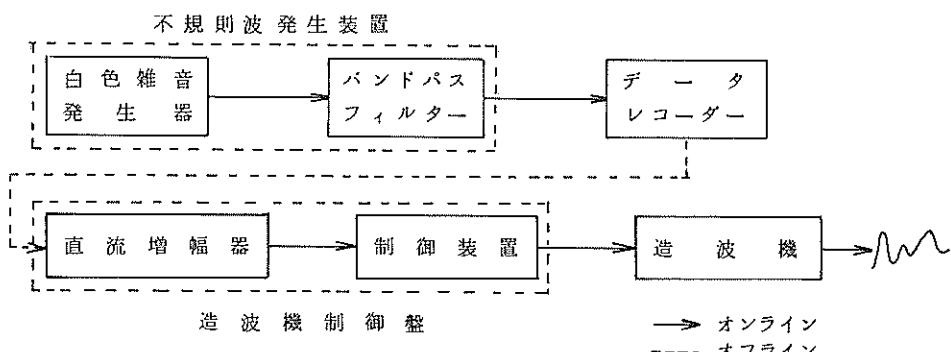


図-11 不規則波発生装置のブロックダイヤグラム

表-3 バンドパスフィルター

チャンネル	周波数幅 (Hz)	中心周波数 (Hz)
CH- 1	4 ~ 5	4.48
CH- 2	5 ~ 6.3	5.61
CH- 3	6.3 ~ 8	7.10
CH- 4	8 ~ 10	8.95
CH- 5	10 ~ 12.5	11.2
CH- 6	12.5 ~ 16	14.1
CH- 7	16 ~ 20	17.9
CH- 8	20 ~ 25	22.4
CH- 9	25 ~ 31.5	28.0
CH-10	31.5 ~ 40	35.5

このような高周波数の波は実験に用いることができないので、可変速のデータレコーダにいったん記録し、記録時のテープ速度の1/10テープ速度で再生させ、これを造波機制御盤への入力とする。このようにすればバンドパスフィルターから出た波の1/10の周波数に変換するこ

ができる。

データレコーダの出力は±1 Vであるから、これを造波機駆動に必要な電圧にまで増幅するために、直流増幅器が制御盤内に内蔵されている。この直流増幅器の増幅率は7.5倍と一定になっている。この増幅された電圧を入力として、制御装置を通して造波機が駆動される。駆動方式はミナーシャモーターの回転をボールねじの回転に変換し、このボールねじの回転が造波板を前後に運動させるものである。造波板の幅は5 m、高さは1.2 mでピストン型である。N E 方向の不規則波の実験にはこの造波機を3台用いた。水槽の諸元と模型との関係で造波板を一直線上に並べることができないため、一台一台を前後に少しづらして並べた。

(2) データ記録と解析装置

データ記録から解析結果を得るまでのブロックダイヤグラムを図-12に示す。波形をデータレコーダとペン書きオッショロに同時に記録させたのは A/D 変換器による計算がうまくゆかなかった場合のことを考えたからである。

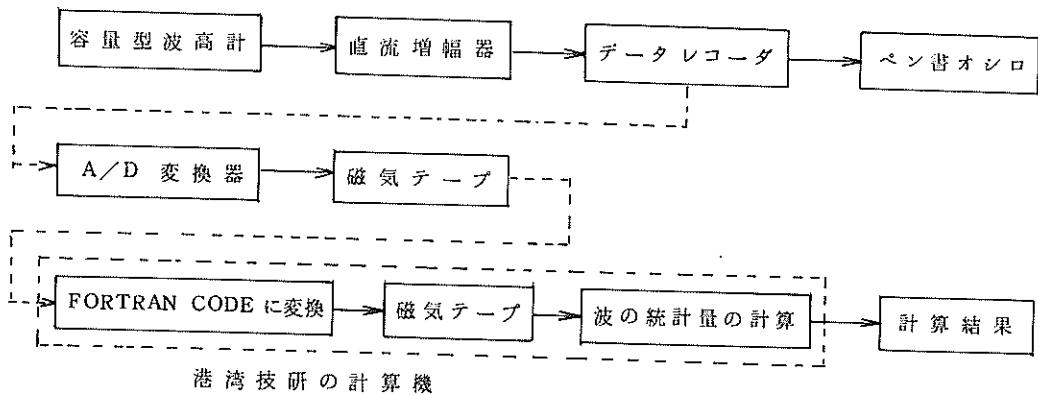


図-12 データ記録・解析のブロックダイヤグラム

5.2 実験方法

(1) 測点

NE方向の不規則波による実験の測点はSE方向の規則波の実験における測点と同じであることを原則にするけれども、実験ケースによっては港外に測点が出る場合もある。その時はその測点は除外するか、または1mずらして港内に生じるような位置を選んだ。

(2) 測定時間

測定時間を長くとれば測定波数が多くなって、波の統計量の変動が小さくなる。しかし測定時間と解析時間がそれだけ長くかかるために、測定波数を約150波とした。実験に用いた波の有義波の周期が模型で0.73secとなるから測定時間は $0.75 \times 150 = 110$ 秒=1分45秒として決定した。

(3) 実験方法

まず、造波機を駆動させ、測点に波が到達したことを確認し、ある時間経過した後、スタートでペン書きオシロと記録用データレコーダに波形を記録し始める。スタートから1分45秒経過した後に記録を止め、同時に造波装置の入力用データレコーダのストップボタンを押して、造波機を止める。次の測点に波高計を移動する。水面が静穏になってから波高計の零線を調整して、再び同じ方法で測定を行なう。

波高計の検定を実験前後2回行なって検定曲線を決定するようにしたけれども、実験前と後ではほとんど差はなかった。

用いた中型平面水槽が屋外にあるので、風の強い日には水面に風波が立って零線の調整が困難になると同時に測定値に誤差を含むため、風の強い日は実験をとりやめた。

5.3 実験に用いた不規則波

(1) 不規則波の諸元

2で述べたように風向がNE～N間ではNEからの風が年間を通じて最も多く、また駿河湾の地形を考えるとNE方向のフェッチが最も長く7.8kmになる。このことは、駿河湾内の発生波の内NE方向からの波が波高も高く、回数が多いことを示している。また、防波堤の配置計画からみても、NE方向の波は港内に容易に侵入し、港内を擾乱すると予想される。そこで、実験に用いる不規則波はNE方向の駿河湾内発生波を対象にする。

波浪推算の結果と委託者側の要望事項を考慮して、実験に用いる波高は有義波の波高で $H_s = 4.0$ m、周期是有義波の周期で $T_s = 9$ secとする。模型縮尺から実験に用いる不規則波は $H_s = 2.67$ cm、 $T_s = 0.738$ secとなる。この不規則波を対象にして、当研究所の不規則波発生装置で起した不規則波は表-4のようになった。

表-4に示した実験波の諸元は波形記録からゼロアップクロス法で求めた値である。実験に用いる不規則波は目標不規則波の波高より有義波の波高で0.7cm程度小さくなっている。これは、最初冲防波堤からの反射波が造波板によって再反射されて、実験波に重って入ってくる不規則波を目標波に一致させたが、後で冲防波堤前面に碎石を敷いて防波堤からの反射波を消したことによって生じたものである。しかし、このような遮蔽実験では防波堤による回折波の波高は入射波高に比例するので、有義波の波高の比で定義される回折係数は周期に大きく影響される。そこで、周期が一致しているならば同一回折係数を持つと考えることができる。このことについて後で詳細に述べる。

NE方向の不規則波としては表-4の不規則波を用いた。

表一4 実験不規則波

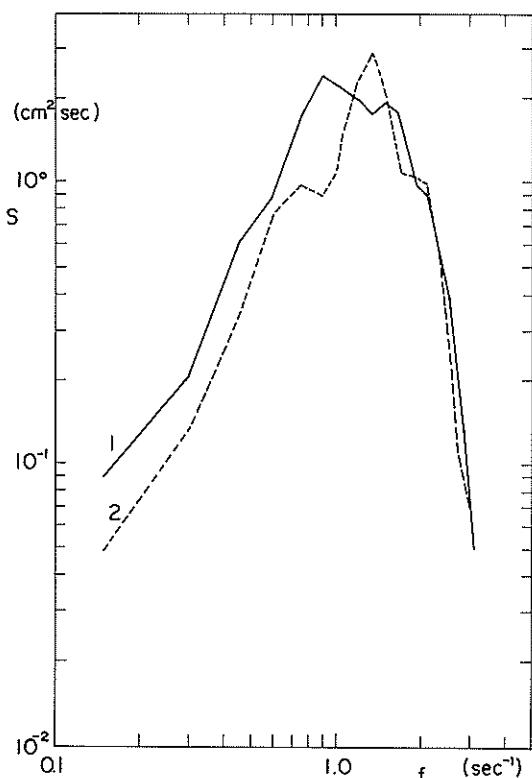
	H_{max}	$H_{1/10}$	$H_{1/3}$	$T_{1/3}$	\bar{H}	\bar{T}
実験不規則波	3.52 cm	2.46 cm	1.97 cm	0.686 sec	1.34 cm	0.556 sec
現地換算	5.28 m	3.70 m	2.97 m	8.40 sec	1.91 m	6.81 sec

(2) 不規則波のスペクトル

波形記録から実験に用いる不規則波の周波数スペクトルを求めるところ一13のようになる。図一13の二つのスペクトルは防波堤開口部の中央から2mの地点で2回測定した波形記録から求めたものである。このスペクトルより求めた有義波の波高、 $1/10$ 最大波高、平均周期は表一5のようになる。

表一5 スペクトルから求めた実験波

	$H_{1/10}$ (cm)	$H_{1/3}$ (cm)	\bar{T} (sec)
1	2.85	2.24	0.655
2	2.63	2.07	0.627



図一13

同一地点で2分間の測定記録から計算したスペクトルであるから両者は一致しなければならないと考えられるが、スペクトルの形は異っている。これは、長い不規則波の記録から異なる2区間の不規則波を用いた短い2分間の測定時間であったこととスペクトル計算における信頼限界によるものと思われる。しかし、表一5の両者の統計量はスペクトルの形が異なっているにもかかわらず、有義波の波高で0.17 cm、平均周期で0.028 secの差しかなく良く一致している。

スペクトルから計算した表一5の波高は表一4のゼロアップクロス法で求めた値より少し大きい。

5.4 実験結果および考察

(1) 各ケースの実験結果

回折係数Kは実験波の有義波高に対する回折波の有義波高の比で定義する。図はこのK値によって示されている。

(1) ケース5

本ケースは御前崎港の将来計画の原案と同じ防波堤配置を示している。図一14の防波堤配置図からわかるようにほぼNNW方向へ一直線状に伸びた1,500 mの東防波堤とNNW方向、1,200 mの西防波堤によって港外からの侵入波を阻止する配置である。しかし、このような防波堤の配置ではNE方向からの波は東防波堤によって回折されたとしても-10 m岸壁の前面の航路内には大きな回折波が侵入してくると予想される。また、いったんこの航路に侵入した波は東防波堤と-10 mの岸壁に狭まれるためにエネルギー拡散による波高減衰を余り起きないと予想される。

実験結果を図-14に示す。図-14からわかるようにNE方向の開口部中央線上では大きな回折係数を生じており、この中央線から離れるに従って回折係数は急激に小さくなっている。図-14の開口部付近の等回折係数の分布は規則波の回折係数の分布形と良く一致している。これは実験不規則波が周波数においてのみ不規則で、方向分散をもたないためである。もし方向分散を考慮するなら回折係数は一方向のみの不規則波より遮蔽部分で大きく、開口部付近で小さくなる。

西防波堤の背後の岸壁では $K = 0.3 \sim 0.4$ の値になっている。この部分で $K = 0.4$ の閉曲線が生じているの

は岸壁からの反射によるものと思われる。

-10mの岸壁と東防波堤によって狭まれた航路には入口付近に $K = 0.6$ が生じて、 $K = 0.5$ の線は航路を継続して-10m岸壁の南端部に入っている。-10m岸壁には $K = 0.5$ の波が生じている。実験波と現地波に換算すると $H_{1/3} = 3.0\text{ m}$ であるから、-10m岸壁では $H_{1/3} = 1.5\text{ m}$ とかなり大きな波が生じる。上述の理由からこの部分では波高減衰は小さい。

-7.5mの岸壁では $K = 0.2 \sim 0.4$ の波が生じている。現地波では $H_{1/3} = 0.6 \sim 1.2\text{ m}$ 程度である。

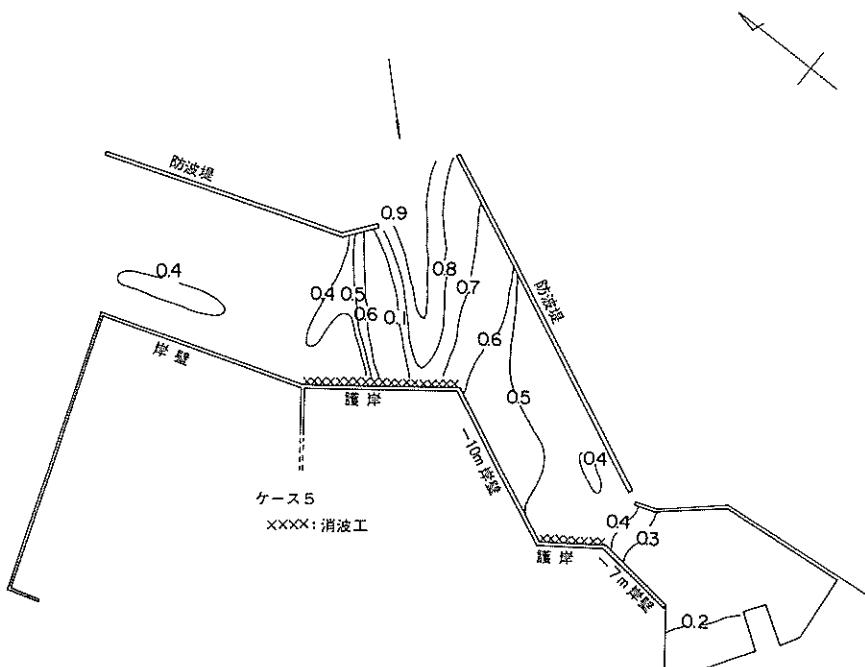


図-14

(ii) ケース 6

ケース5の実験結果から-10m岸壁では $K = 0.5 \sim 0.6$ となって、入射波の波高が大きいと船の接岸に問題が生じるものと思われる。同時に泊地としての要求を満さなくなる。そこで、ケース5で述べた理由を考慮して、1500mの東防波堤の先端から300m南に下った箇所で防波堤の延長方向に対して30°、先端部を北に傾けて、その屈曲部を340mの長さにし、同時に東防波堤の南端から675m付近に120mの突堤を防波堤に直

角に、また-10mの岸壁と護岸の交点から100mの突堤を東の方向に設置して、航路内に回折波が侵入しにくくした。このような防波堤の配置は図-2の通りである。

実験結果を図-15に示す。防波堤によって回折された波はケース5と同様に開口部付近で規則波と同じような波高分布を示している。特に、開口部から入った波は港内でエネルギーが拡散されて、開口部付近で急激に減衰する。突堤付近ですぐに $K = 0.3$ の値になっている。

西防波堤の背後は $K = 0.3 \sim 0.4$ 程度でケース 5 の値とほとんど変わらない。

-10 m 岸壁前面の航路は $K = 0.2$ 程度でケース 5 に比較して $\frac{1}{2} \sim \frac{1}{3}$ 程度になっている。 $K = 0.2$ の線はケース 1 の $K = 0.5$ の線と同様に航路を北から南に縦断している。ケース 1 と同様にこれは -10 m 岸壁による反射波の影響と思われる。

-7.5 m 岸壁では $K = 0.1$ になって、ケース 5 の $\frac{1}{2}$ 程度の波高である。

以上のように、東防波堤の先端を 30° 傾け、2本の突堤を設けることによって、突堤より港奥の地域の波高は $\frac{1}{2}$ 程度に小さくなる。

(iii) ケース 7

100 m の突堤の効果を調べるために、ケース 6 の防波堤配置から 100 m 突堤を取り除いてみた。

このケースの実験結果を図-16に示す。図-16からわかるようにケース 6 の場合とほとんど同じ波高分布形を示している。

防波堤開口部で $K = 1.0$ の線が現われなかつたのは、測点 1, 3 での測定時に相対的に小さい波が入って来たためだと考えられる。これは測定時間が 1 分 45 秒と短

いことが原因である。 $K = 0.8$ および 0.7 の線についてケース 6 と比較してみるとほぼ同じ位置にあるので、すべての測点で入射波が小さくなっていたとは考えられない。このような測定時間による誤差は K 値にして 0.1 程度である。

$K = 0.2$ の線が少し東防波堤に移動しているようであるが、上述の誤差を考えると全くケース 6 と同じであるといえる。

以上により、 100 m 突堤は -10 m 岸壁からの反射波を防止する効果をもつが、その効果は小さい。

(iv) ケース 8

さらに、 120 m の突堤の効果を調べるために 120 m の突堤を取り除いてみた。

実験結果は図-17に示すとおりである。この図から開口部、西防波堤背後および -10 m 岸壁前面ではケース 6, 7 とほとんど同じ分布形を示していることがわかる。しかし、 -7.5 m 岸壁の北端の航路中央部まで $K = 0.2$ の線が延びてきて、 $K = 0.1$ の線がケース 6, 7 に比較して港奥に退いている。これは防波堤による回折波が直接港奥に入ってくるようになり、この回折波と -10 m 岸壁からの反射波が重なり合うためだと推測さ

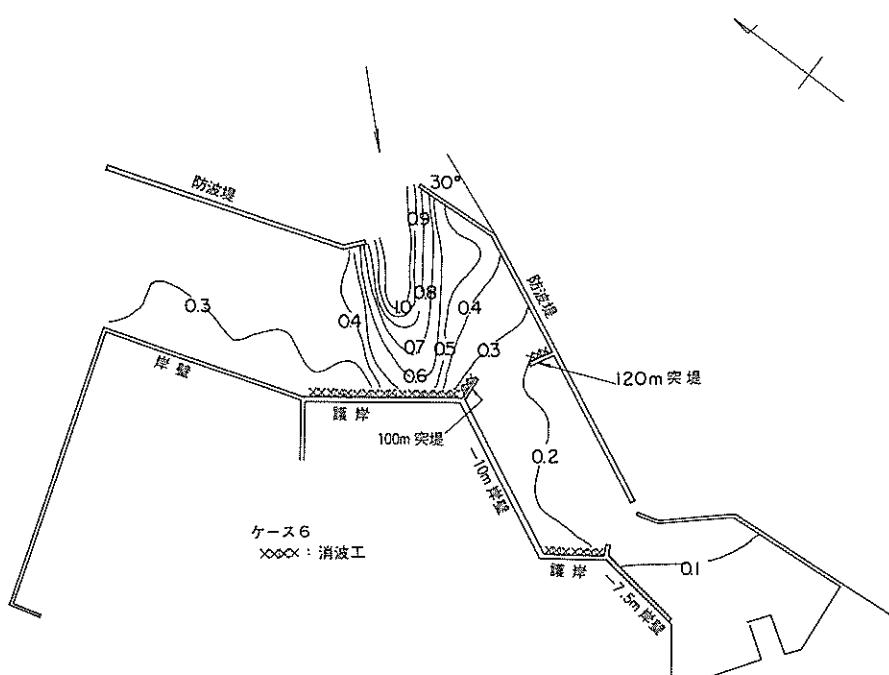


図-15

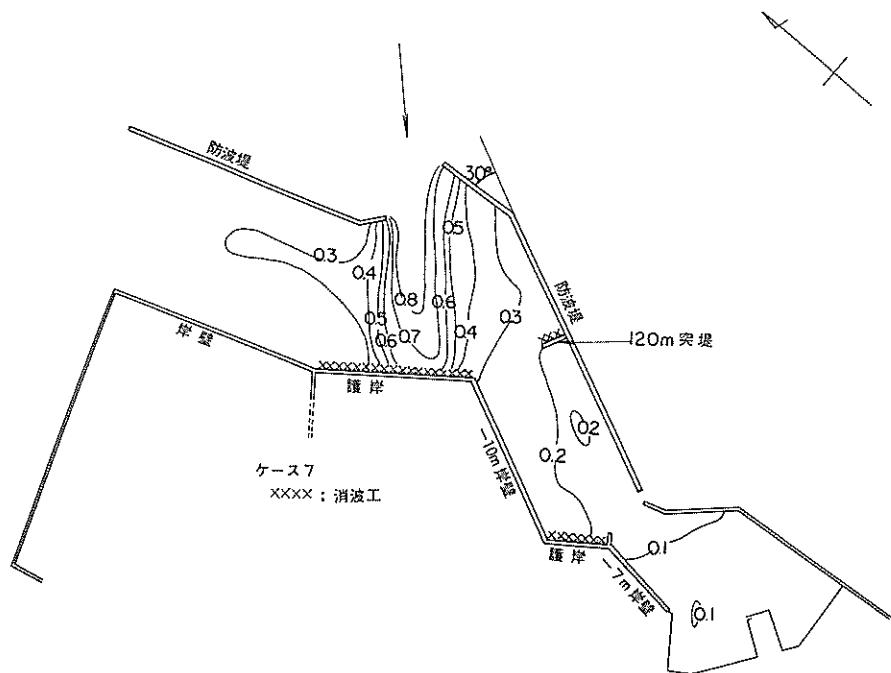


図-1 6

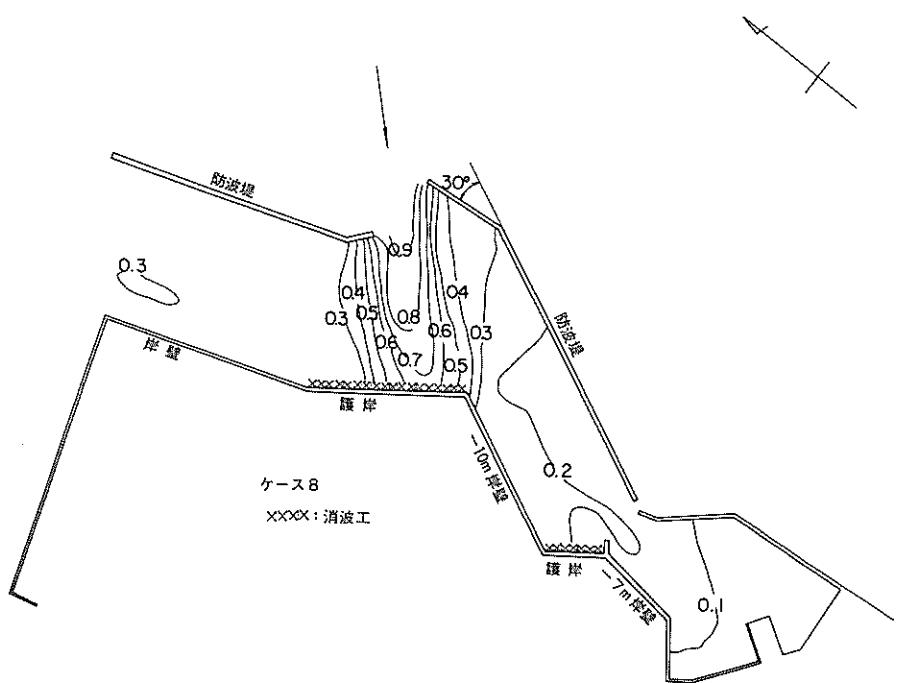


図-1 7

れる。

以上の結果から、120mの突堤は-7.5m岸壁前面を静穩にさせる効果を有していることがわかる。

(V) ケース 9

防波堤の傾角を40°にして、ケース8に比較してさらに回折波が航路内に侵入しにくくした場合である。この場合も開口部の幅は300mとし、船舶の出入に支障をきたさないようにしてある。

傾角を40°と大きく傾けた場合でも、図-18に示されているようにケース8と比較して、K=0.2の線が少し港口付近に移動していることを除いてほとんど同じである。

このことは、防波堤を30°から40°に傾けても余り港内の静穏には効果がないことを示している。しかし、防波堤開口部をNW方向に移動させても航路の波高減少に効果がないことをこの結果は示しているのではなく、この程度の移動では余り効果を示さないだけである。規則波の回折図から考えても開口部をNW方向に移動すればする程-10m岸壁前面の航路は静穏になるが、西防波堤背後の岸壁はじょ乱されるようになる。

(VI) ケース 10

防波堤の建設段階で予想される防波堤の配置の一つとして図-19に示すような120mの突堤と島堤をもつ防波堤配置が考えられるので、この場合についても実験を行った。その結果を示すと図-19のようになる。

防波堤前面で生じている波高の大きい部分は貯木場の護岸からの反射波によるものである。この反射波が到達しない-7.5mの岸壁付近では波高はかなり減衰している。この岸壁の北端でK=0.4、中央部でK=0.2となっている。さらに港奥ではK=0.1~0.2でかなり静穏になっている。

これはケース8で述べたように120m突堤の効果によるものと考えられる。

貯木場前面にある島堤はこの図から判断しても、また規則波の島堤による回折図から判断しても港内の静穏にはほとんど関係ないと考えられる。

(VII) ケース 11

120mの突堤と島堤を取り除いた場合である。実験結果を図-20に示す。ケース10と比較して、K=0.4の線はケース10のK=0.3の線まで港内に入り、K=

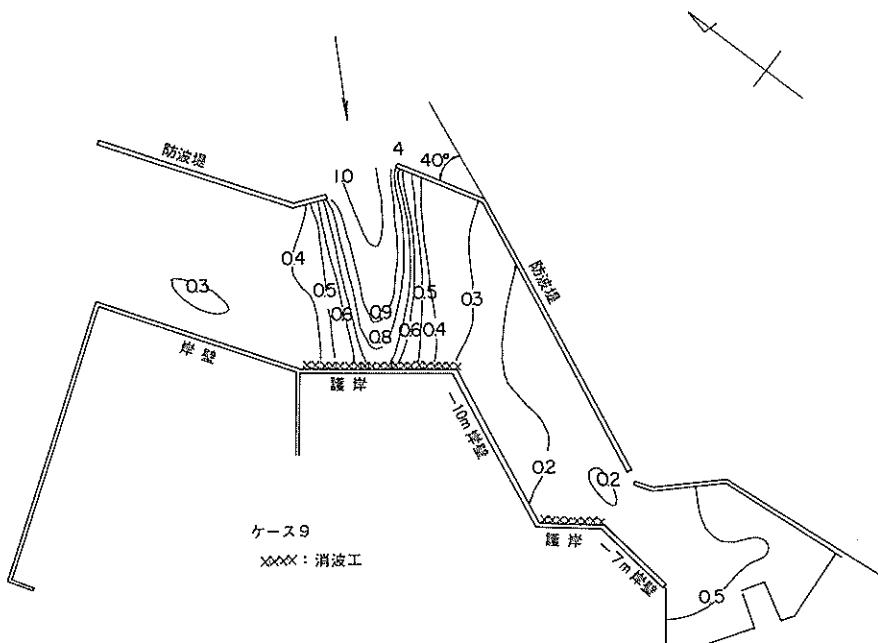
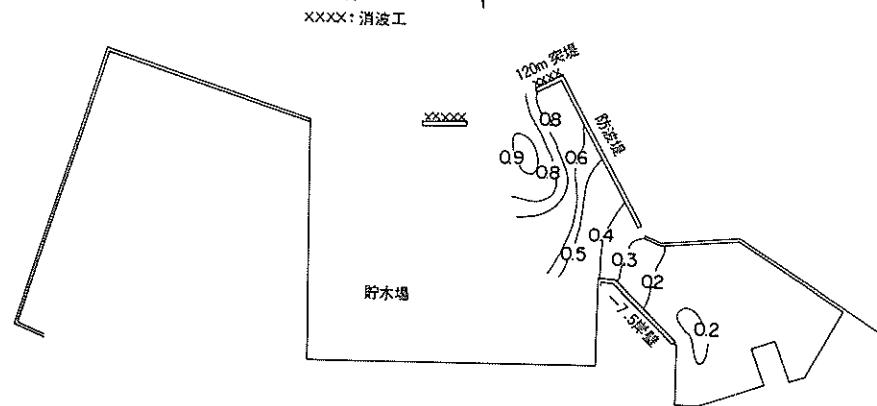
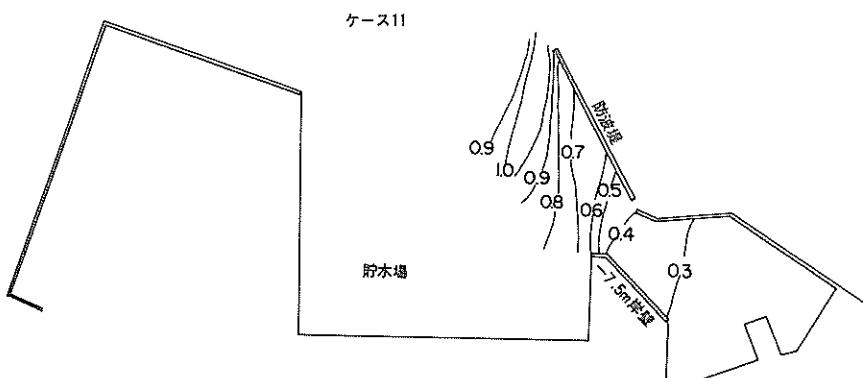


図-18



図一19



図一20

0.3の線はケース10のK=0.2の線よりさらに港内に入り、-7.5m岸壁の南端まで移動する。ケース10で述べたように、120mの突堤は港内の静穏にかなり効果があることが確認された。

貯木場の護岸からの反射波によって、ケース10と同様に波高の高い部分が東防波堤付近に生じる。

(2) 回折波のスペクトル変化

ケース8について、回折波のスペクトルの変化を港内数点について計算した。選んだ測点は図一6の測点番号の内3, 5, 11, 24, 28, 32, 36, 38の8点で、これらの点は東防波堤から2番の測線上にある。

3, 5, 11の測点は開口部付近、24, 28, 32の測

点は -10 m 岸壁の前面、36, 38の測点は -7.5 m 岸壁の前面にある。

これらの測点のスペクトルは図-21, 22, 23に示すとおりである。(縦軸の単位の差異に注意されたい。)

開口部付近にある3, 5, 11の測点のスペクトルは低周波数の部分を除いて全体的に小さくなっているとみなすことができる。 $f = 1.35$ のピーク値を除いて測点3, 5, 11のスペクトルとも $f = 1.8$ の附近で極大値を示している。しかし、この極大値がどのような原因で生じるか明らかでない。

-10 m 岸壁前面の航路内の測点24, 28, 32について特に、測点24におけるスペクトルが $f = 0.75$ でピークを示し特異な形となっている。28, 32の測点におけるスペクトルは共に $f = 1.35$ でピーク値を示し、ほぼ同じ形を示している。24, 28, 32の測点のスペクトルともスペクトルに極大値が数個ある複雑な形になっている。これは反射波との干渉によって生じたものだと予想される。

-7.5 m 岸壁の前面の36, 38におけるスペクトルは、ピークの値が小さく、一般に低周波数部のスペクトルが相対的に大きくなっている。

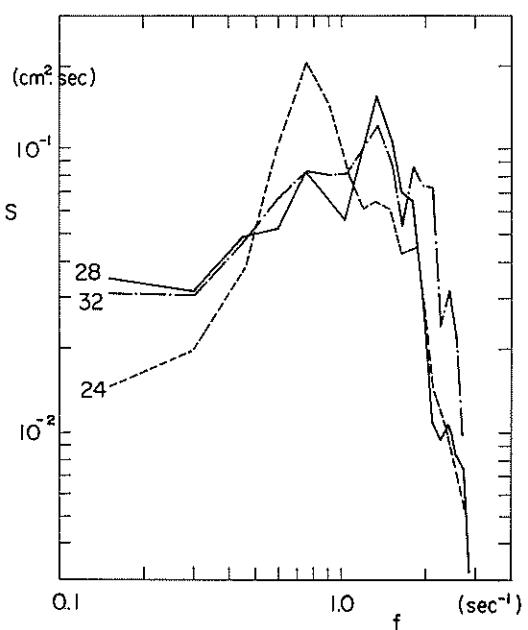


図-22

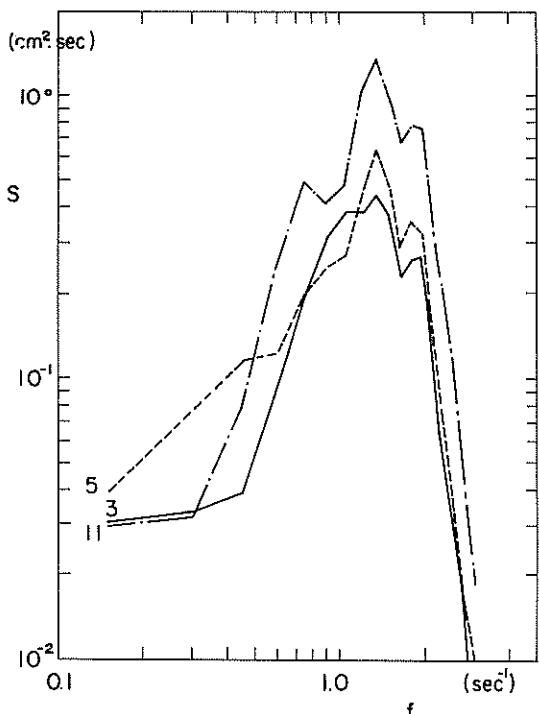


図-21

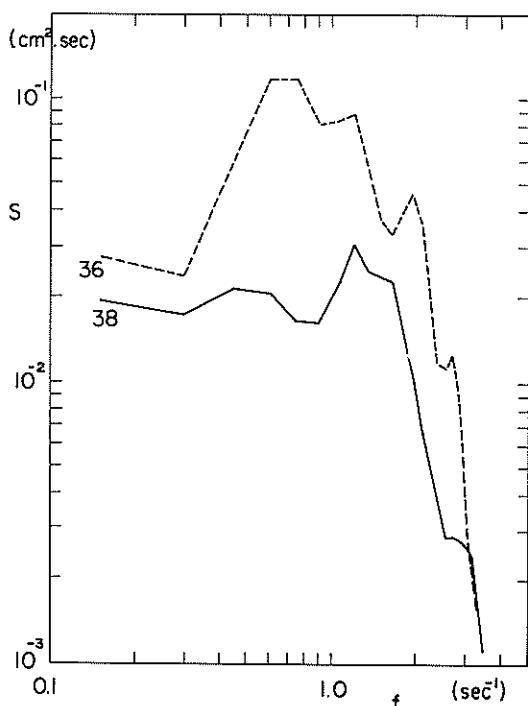


図-23

以上、回折波のスペクトルに変化について調べたが、回折不規則波のスペクトルを単に定性的に述べたにすぎない。波の変形に伴うスペクトルの変化については今後実験によって検討してゆく必要がある。

(3) 回折係数に対する考察

このような不規則波の実験によって求めた有義波の波高の比としての回折係数Kが表-4の不規則波だけに成り立ち、有義波の波高または周期が変化すればそれに伴って新しく実験を行わなければならないのか、それともある有義波の波高または周期で実験して得た回折係数を利用することができるのか明らかでない。もし前者の場合であるなら有義波高または周期が変る毎に数多くの実験をしなければならないし、もし後者なら実験ケースをある程度限定することができる。

そこで、これについて簡単な計算を行なって調べてみる。規則波の回折係数 K_R は角振動数 $\sigma = 2\pi/T$ と平面座標および水深の関数であるが、今ここでは同一地点および一様水深を考えているから K_R は σ だけの関数になる。

入射波高を H_i 、回折波の波高を H_d とすると

$$\frac{H_d}{2} \exp(i\sigma t) = \frac{H_i}{2} K_R(\sigma) \exp(i\sigma t) \quad (1)$$

なる関係が規則波の場合に成り立つ。

不規則波が成分波の重ね合わせで表わされるとすると回折波のスペクトル $S_{Hd}(\sigma)$ は入射波のスペクトル $S_{Hi}(\sigma)$ との間に次の関係が成り立つ。

$$S_{Hd}(\sigma) = \left\{ K_R(\sigma) K_R^*(\sigma) \right\} S_{Hi} \quad (2)$$

ここで、 $K_R^*(\sigma)$ は $K_R(\sigma)$ の共役複素数である。

回折波の有義波波高 H_d は

$$H_d = 4.00 \sqrt{\int_0^\infty \left\{ K_R(\sigma) K_R^*(\sigma) \right\} S_{Hi}(\sigma) d\sigma} \quad (3)$$

となり、 H_i が Rayleigh 分布すると仮定すると式(1)から H_d も Rayleigh 分布して

$$H_i = 1.60 \bar{H}_i \\ H_d = 1.60 \bar{H}_d \quad (4)$$

となる。ここで、 \bar{H}_i 、 \bar{H}_d は入射波および回折波の平均波高である。

入射波の有義波波高 H_i のみが H_d になったと仮定すると H_i による回折波の有義波波高 H_d は式(3)と同様に

$$H_d = 4.00 \sqrt{\int_0^\infty (K_R K_R^*)' S_{Hi}(\sigma) d\sigma} \quad (5)$$

となる。入射波のスペクトル $S_{Hi}'(\sigma)$ と $S_{Hi}(\sigma)$ の間に

定数 K_1 とした次の関係式が成り立つとする。

$$S_{Hi}'(\sigma) / S_{Hi}(\sigma) = K_1^2 \quad (6)$$

これから $\bar{H}_i' / \bar{H}_i = H_d' / H_d = K_1$ となり、式(4)と式(5)から

$$\frac{H_d'}{H_d} = K_1 \quad (7)$$

となる。式(7)から、回折係数 K は

$$K = \frac{H_d'}{H_i} = \frac{H_d'}{H_i'} \quad (8)$$

となって、波高が変化しても回折係数 K は変わらない。つまり、波高のみが変化しても式(6)が成り立つ限り回折係数 K は変わらない。

これより、NE方向の不規則波による実験結果は周期がほぼ8~9sec間にあれば有義波の波高が変化してもほぼ成り立つと考えることができる。

(4) まとめ

以上、御前崎の実験から得られ結果を要約すると次の通りである。

NE方向の不規則波による実験

(1) 御前崎港の将来計画の原案であるケース5の防波堤配置では-10m岸壁で $K=0.5 \sim 0.6$ にもなる。

(2) -10m岸壁の北端に設けた100mの突堤は航路内に侵入する回折波を阻止する効果はほとんどない。

(3) 東防波堤から直角に延した120mの突堤は計画完成後においても-7.5m岸壁の波高を減少させるし、防波堤建設途中でも-7.5m岸壁の波高をない場合に比較して程度減少させる。

(4) 東防波堤の先端部を30°傾けることは港内を静穏にする上で大変有効である。

(5) 東防波堤の先端部を40°傾けても30°の場合とはほとんど変わらない。

(6) 実験で求めた回折係数は波高のみが変化する限りではほぼ同一の回折係数になる。

(7) 本実験の範囲においては、港内を静穏させる防波堤配置としてケース6, 7, 8, 10, 9, 5の順に効果がある。

6. 結論

御前崎港の将来計画について、原案である1,500m防波堤のNS方向に直線上に延した計画は、NE方向の波に対して全く無防備のまゝであり、この対策として、

防波堤先端部をW側に屈曲することが必要である。その角度としては、先端から約300mの延長を約30°屈曲するのが適当であろう。

防波堤の中央部から突出せしめる突堤は、港湾の完成前における港内波の減少に対して有効であり、-7.5m岸壁の使用を可能にする。また港湾の完成後においても有効であることがみとめられた。

SE方向の波に対する越波は、港内を擾乱せしめ、-10m岸壁の南側に波高の増大する個所を生じせしめる。このため、建設工事の施工順序に従い、-10m岸壁の施工段階において、防波堤の嵩上の必要性が考慮される。依って、港湾各施設の施工順序の検討が必要であろう。

謝 辞

この模型実験は、水工部合田波浪研究室長の指導のもとに、SE方向規則波については水工部服部技官、NE方向の不規則波については波浪研究室吉村技官の担当で行なわれた。こゝに厚く感謝する次第である。

(1971年12月28日受付)

参 考 文 献

- 1) 静岡県土木部、御前崎港の港湾計画について
昭和44年3月
- 2) Yoshimi Goda, Hideaki Takeda and Yoshiichi Moriya: "Laboratory Investigation on Wave Transmission over Breakwaters" Report of the Port and Harbour Research Institute, No.13, April, 1967
- 3) Yoshimi Goda: "Re-analysis of Laboratory Data on Wave Transmission over Breakwaters" Report of the Port and Harbour Research Institute, vol. 8, No.3, 1969.
- 4) 合田良実、吉村知司、伊藤正彦、島堤による反射および回折に関する研究、港湾技術研究所報告10巻2号、1971. 6.

港湾技研資料 No.134

1972・3

編集兼発行人 運輸省港湾技術研究所

発行所 運輸省港湾技術研究所
横須賀市長瀬3丁目1番1号

印刷所 日青工業株式会社

Published by the Port and Harbour Research Institute
Nagase, Yokosuka, Japan.